

よくあるご質問(Q)と回答(A)

<1. 本補助金について>	P.1
<2. 補助金の対象者について>	P.2
<3. 補助対象事業・経費について>	P.4
<4. 様式について>	P.6
<5. 申請について>	P.7

<1. 本補助金について>

Q1-1 本補助金の概要について

A1-1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたスポーツ関係団体や個人事業主(フリーランスを含む。)が、ご自身で作成した「事業継続・高度化計画」※に基づいて実施する、活動の再開・継続に向けた積極的な取組に要する費用の 2/3 又は 3/4 を補助します。(上限 100 万円)

さらに、上記の取組と併せて、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組を行う場合には、当該取組に要する費用の 100%を補助します。(上限 50 万円)

※事業継続・高度化計画:

コロナ禍の極めて厳しい経営環境の下、活動の再開・継続に向けて行う取組、団体運営に関わる業務の ICT 化や新規開拓のためのイベント開催、国際化・多様化に向けた取組など、既存の事業活動を原状復帰・継続・高度化させるような取組計画のことを本補助金事業では「事業継続・高度化計画」と称しています。

公募要領の「事業継続・高度化計画書」(様式)を、申請時に提出していただきます。

<2. 補助金の対象者について>

Q2-1 補助対象者の要件は？(団体の場合)

A2-1 日本国内で対価を得て「スポーツに関する物・サービスを提供する事業」を行っており、次の①～⑧の要件を全て満たす団体が対象となります。

- ①定款等においてスポーツの振興に関することが記載されていること
- ②当該事業について、2019年の活動実績を有すること
- ③今後も当該事業を継続する意思があること
- ④新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした政府又は地方公共団体からのイベントの中止、スポーツジムの営業休止等に係る要請による、負の影響を受けていること
- ⑤一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は任意団体のいずれかに該当すること
- ⑥常勤の従業員数が20人以下であること
- ⑦日本国内に本拠としての事務所を有すること
- ⑧公募要領 P.44 の「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も、該当しないことを誓約すること

Q2-2 補助対象者の要件は？(個人の場合)

A2-2 日本国内で対価を得て「スポーツに関する物・サービスを提供する事業」を行っており、次の①～⑦の要件を全て満たす個人が対象となります。

- ①当該事業について、2019年の活動実績を有すること
- ②今後も当該事業を継続する意思があること
- ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした政府又は地方公共団体からのイベントの中止、スポーツジムの営業休止等に係る要請による、負の影響を受けていること
- ④2019年の収入の総額の過半がスポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入であること
- ⑤2019年のスポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入のうち、年俸制や月給制による収入が半分未満であること
- ⑥日本国内に居住していること
- ⑦P.44 の「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も、該当しないことを誓約すること

詳細は公募要領 P.5 をご確認ください。

Q2-3 これから開業する個人は対象になりますか？

A2-3 対象にはなりません。補助対象者(個人の場合)は A2-2 の要件を満たしている必要があります。2019 年途中に開業した場合は別途要件がありますので、詳細は公募要領 P.6 をご確認ください。

Q2-4 「常勤の従業員」の範囲はどう考えれば良いですか？

A2-4 本事業では、「常勤の従業員」の数に役員、(申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は退職中の社員(*法令や就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者)、パートタイム労働者は含めないものとします。

ただし、従業員との兼務役員は「常勤の従業員」に含まれます。

<3. 補助対象事業・経費について>

Q3-1 対象となる事業にはどんなものがありますか？

A3-1 次の(1)又は(1)及び(2)に該当する取組であって、(3)のいずれにも該当しない事業を対象とします。

(1)以下の①～③のいずれかに当てはまるもの

- ①スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組
- ②スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続・回復のための取組
- ③雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組

(2)(1)の取組と併せて行う新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組

(3)対象外事業

- ・国費(国費を財源とする資金(補助金、委託金等)を含む。)、独立行政法人等が交付する助成金及び公営競技等の収益による資金の支援を受けている取組等

共同申請を行う場合には別途要件があります。

対象となる取組事例を含め、詳細は公募要領 P.6「3. 補助対象事業」をご確認ください。

Q3-2 クラウドファンディングと併用している事業でも申請は可能ですか？

A3-2 申請可能です。

Q3-3 対象となる事業実施期間はいつからいつまでですか？

A3-3 事業実施期間は、交付決定日から2020年11月30日(月)までの間となります。ただし、2020年2月26日まで遡及可能です。

※申請受付期間や報告書提出期限とは異なりますのでご注意ください。

Q3-4 申請受付期間はいつからいつまでですか？

A3-4 7月8日(水)～10月31日(土)です。

Q3-5 事業報告書の提出期限はいつまでですか？

A3-5 事業を完了(補助対象経費の支払いを含む)した日から30日以内、又は2020年12月10日(木)のいずれか早い日です。

Q3-6 補助対象経費の支払いは、現金払いで良いですか？

A3-6 支出行為は、銀行振込方式が原則です。

補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引(証拠書類が別途必要)を除き、1取引10万円超(税抜き)の支払いは、現金払いは認められませんのでご注意ください。

なお、小切手・手形・相殺による支払いは不可です。

Q3-7 他の補助金との併用はできますか？

A3-7 同一の内容について、国費(国費を財源とする資金(補助金、委託金等)を含む。)、独立行政法人等が交付する助成金及び公営競技等の収益による資金の支給を受けて行う事業は補助対象事業となりません。また、同一の事業者が、本補助金事業と、経済産業省の小規模事業者持続化補助金又は文化庁の文化芸術活動の継続支援事業とを併用することはできません。

Q3-8 海外での事業は対象となりますか？

A3-8 本補助事業の趣旨に合致すれば対象となり得ます。ただし、渡航費は補助対象外です。

Q3-9 ホームページ作成を業者に依頼する場合の経費区分は何ですか？

A3-9 雑役務費です。

※ただし、広報活動に係る経費は、補助事業期間中に広報が行われるもののみ補助対象にできます(補助事業期間中に経費支出をしても、実際に広報がなされる(情報が伝達され消費者等に認知される)のが補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません)。

Q3-10 中古品の購入は補助対象となりますか？

A3-10 一定の条件のもと、補助対象となります。

(※詳細は公募要領 P.9「4.補助対象経費」(6)をご覧ください。)

Q3-11 持続化給付金や他の補助金等とは併用できますか？

A3-11 持続化給付金との併用は可能です。本補助金は事業に対する補助金であり、持続化給付金などの用途が限定されない「給付金」とは異なるので併用可能です。

また、国費(国費を財源とする資金(補助金、委託金等)を含む。)、独立行政法人等が交付する助成金及び公営競技等の収益による資金の支給を受けている事業と別事業であれば併用可能です(同一事業は補助対象外です)。

ただし、経済産業省の小規模事業者持続化補助金又は文化庁の文化芸術活動の継続支援事業の補助を受ける事業者は、併用できません。

<4. 様式について>

Q4-1 (全様式共通)西暦と和暦、使用するのはどちらでも構いませんか？

A4-1 西暦のみ使用してください。

Q4-2 (様式 A-2 別紙及び B-1)2019 年の活動実績の書き方と添付する資料について教えてください。

A4-2 当該申請に関わる団体及び個人が 2019 年 1 月～12 月の間に実施した事業や大会の名称、活動内容等を簡潔に記載してください。

また、主要な 2 つの実績については、事業名称や開催期日、申請者がその活動に関わっていることが証明できる資料を提出してください。

<例>・ホームページ

- ・イベント開催通知文書／メール
- ・実施要項
- ・パンフレットやチラシ等の PR 資料 etc.

Q4-3 (様式 B-1 及び B-2)事業継続・高度化計画書の経費明細表の経費区分の書き方を教えてください。

A4-3 公募要領 P.8 に記載のある経費内容①～⑨の費目名で入力してください。なお、様式データ(Excel)上では、予めプルダウンで選択できるように設定されています。その費目がなぜ必要であるかの理由も必ず記載するようにしてください。その他、記載例を参照してください。

Q4-4 補助金は 1 円単位まで対象となりますか？

A4-4 補助金は 1,000 円未満切り捨てで算出します。様式 B-1 及び B-2 の経費明細表様式データ(Excel)上では、予め自動計算されるように設定されています。どのセルに計算式が入っているのかについては、別添の入力例を参照ください。

Q4-5 (様式 9-2 又は 9-3)概算払請求書は、必ず提出するのですか？

A4-5 概算払いによる即時支給を希望する場合は、必ず提出が必要となります。

※共同申請の場合は、概算払いによる即時支給の適用はありません。

Q4-6 様式データは Microsoft Word や Excel で示されていますが、提出データは Apple の Pages や Numbers でも構いませんか？

A4-6 補助金事務局の PC 環境の都合により、Microsoft Word(doc または docx)および Excel(xls や xlsx)の形式で保存したデータをご提出ください。Apple の Pages や Numbers も所定のデータ形式での保存が可能です。

参考 URL: <https://support.apple.com/ja-jp/HT202227>

<5. 申請について>

Q5-1 同一事業者から2件以上の応募は可能ですか？

A5-1 同一事業者からの応募は1件のみです。

Q5-2 なぜ、様式や添付書類を記録した電子媒体(CD-R・USB メモリ等)を提出する必要があるのでしょうか？

A5-2 電子媒体に保存されたデータで採択審査を行いますので、必ず提出してください。
(注:電子媒体でのデータ提出がない場合は、採択審査ができません。)